

令和6年長浜市農業委員会5月定例総会会議録

令和6年5月13日の午後1時30分、長浜市農業委員会を長浜市役所高月分庁舎、3階、3A会議室に招集する。

1. 会議に出席した委員（20人）

会長 13番 角田 功

委員	1 番	八 若	和 美	2 番	中 川	半 弥
	3 番	家 倉	和 行	4 番	多 賀	正 和
	5 番	將 亦	富 士 夫	6 番	森 川	ゆ り
	7 番	廣 部	重 嗣	8 番	森	勘 十
	9 番	橋 本	治 太 郎	10 番	村 方	義 昭
	11 番	伊 藤	泰 子	12 番	尚 永	稔
	14 番	北 川	富 美 子	15 番	大 塚	高 司
	16 番	阿 辻	康 博	17 番	小 畑	義 彦
	18 番	池 田	美 由 紀	19 番	二 矢	秀 雄
	20 番	西 橋	絹 子			

2. 会議に欠席した委員

なし

3. 会議に出席した職員

局長	宮 川 芳 一	次 長	宮 本 安 信	係 長	隼 瀬 大 典
副 参 事	中 北 吉 紀	副 参 事	近 藤 英 昭	主 査	林 清 次

4. 議案等

報 告	農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について
報 告	農地法第5条第1項第6号の規定に伴う農地転用届出について
報 告	農地法施行規則第29条第1号の規定による農地転用届出について
報 告	田畑転換等農地の形状変更届出について
報 告	農地法第18条第6項の規定による賃貸借の解約の通知について
報 告	農地の再利用について
議案第212号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議案第213号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第214号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第215号	農用地利用集積計画（案）について
議案第216号	土地改良事業参加資格交替承認について
議案第217号	長浜市農業委員会建築物を伴わない恒久的な農地転用に関する 報告取扱要綱の制定について
議案第218号	令和5年度最適化活動の実績、点検・評価（案）について
議案第219号	令和6年度最適化活動の成果目標、活動目標（案）について

5. 議事録署名委員

2 番 中川 半弥 3 番 家倉 和行

午後1時30分開会

（事務局）

それでは定刻となりましたので、ただ今より、長浜市農業委員会令和6年5月定例総会を開催させていただきます。

本日の定例総会につきましては、委員総数20名全員の出席がありますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定によりまず会議の成立を報告いたします。

次に、事務局より報告と本日の会議議題についてご説明いたします。また、報告事項ですが、4月19日滋賀県農業会議常設審議委員会が草津市のキラリエ草津において開催されましたので会長に出席いただきました。今回は、本市からの諮問案件はなかったため事務局は出席しておりません。

(事務局)

今月の審議事項ですが、3条申請が13件、4条申請が2件、5条申請が5件、農用地利用集積計画の決定、土地改良事業参加資格対象交替承認、長浜市農業委員会建築物を伴わない恒久的な農地転用に関する報告取扱要綱の制定、令和5年度最適化活動の実績、点検・評価の(案)、令和6年度最適化活動の成果目標、活動目標(案)その他各種届出等の報告がございます。なお、今月の審議事項のうち、農地転用にかかります案件については、去る5月7日に、当番委員の、15番 大塚委員、16番 阿辻委員に現地調査をしていただきました。後ほど説明をお願いいたします。また、各案件については、農地等調査委員会の当番委員協議を経て提出をしております。各議案については、事務局から説明いたしますが、個人情報に当たる部分の説明は除かせていただきますのでご了解をお願いいたします。

また、質問等をさせていただく際には、最初に議席番号と氏名をおっしゃっていただき、個人情報にもご留意いただいたうえで、ご発言いただきますようお願い申し上げます。

それでは、会議に入らせていただきます。この後の進行については、長浜市農業委員会会議規則第7条により、会長が会議の議長となって進めていただきます。

会長よろしくをお願いいたします。

(会長)

〈あいさつ〉

議事録署名委員報告ですが、2番の中川半弥委員、3番 家倉和行委員、両委員よりしくお願いします。

それでは会議に入ります。まず報告事項について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について、令和6年5月13日、長浜市農業委員会会長名。

今月は2件の届出がありました。届出地は、都市計画法に規定されている市街化区域で、住宅や事業用施設などが立ち並ぶ住宅地の進んだところ。内容および添付書類等に不備はありませんでしたので受理し、農業委員会事務局規程第6条により、専決処分のうえ受理通知書を発行していますのでご報告します。なお、位置図については、スクリーンに表示しますので、ご確認ください。

番号1、土地の表示、新庄寺町地先、田1筆558㎡を貸駐車場として利用したい旨の届出がありました。届出地は、集落の真ん中に位置します。周囲の状況は、東は宅地、西は道路・宅地、南は水路、北は宅地です。

番号2、土地の表示、新庄寺町地先、田1筆549㎡を貸資材置場として利用したい旨の届出がありました。届出地は集落の西側に位置します。周囲の状況は、東は道路、西は農地、南は里道、北は農地です。

(事務局)

農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について、令和6年5月13日、長浜市農業委員会会長名。

今月は4件の届出がありました。届出地は、都市計画法に規定されている市街化区域で、住宅や事業用施設が立ち並ぶ宅地化の進んだところです。内容及び添付書類等の不備はありませんでしたので受理し、農業委員会事務局規程第6条により専決処分のうえ、受理通知書を発行していますので報告します。なお、位置図については、スクリーンに表示しますのでご確認ください。

番号1、土地の表示、下坂浜町地先、田1筆622㎡を売買により駐車場にするために転用したい旨の届出がありました。届出地は、集落の北側に位置します。周囲の状況は、東は道路、西は里道、南は届出者の駐車場としての所有地、北は道路です。

番号2、土地の表示、宮司町地先、田1筆1,087㎡を売買により長屋住宅にするために転用したい旨の届出がありました。届出地は、集落の真ん中に位置します。周囲の状況は、東は道路、西は里道、南は農地、北は道路・宅地です。

番号3、土地の表示、南呉服町地先、畑1筆119㎡を住宅用敷地にする旨の届出がありました。届出地は集落の西側に位置します。周囲の状況は、北・東・南は宅地、西はJRの敷地です。

番号4、土地の表示、西上坂町地先、田7筆6,074㎡を売買により倉庫・工場にするために転用したい旨の届出がありました。届出地は、集落の北西に位置します。周囲の状況は、東と南と西側は道路、北は里道・水路です。

(事務局)

農地法施行規則第29条第1項に規定する農地転用の届出について、令和6年5月13日、長浜市農業委員会会長名。

今月は、1件の届出がありました。内容および添付書類等の不備はありませんでしたので、長浜市農業委員会農業施設に供するための農地転用に関する届出取扱要綱第5の規定により受理し、受理通知書を発行しておりますので報告します。なお、位置図についてはスクリーンに表示しますのでご確認ください。

番号1、土地の表示、小沢町地先、畑1筆146㎡を農業用倉庫に転用したい旨の届出がありました。届出地は、昭和38年に農業用倉庫を建設されており、今回、地目変更するために届出をされました。届出地は集落の南側に位置します。周囲の状況は、東は宅地、西は道路、南は水路、北は宅地です。

以上、29条届出に係る報告を終わります。

(事務局)

田畑転換等農地の形状変更届出について、令和6年5月13日、長浜市農業委員会会長名。

今月は、3件の届出がありました。内容および添付書類等に不備はありませんでしたので、長浜市農業委員会田畑転換等農地の形状変更に関する届出取扱要綱第6の規定により受理を行い、受理通知書を発行しておりますのでご報告いたします。なお、位置図については、スクリーンに表示しますのでご確認ください。

番号1、土地の表示、宮部町地先、田1筆994㎡のうち700㎡を野菜栽培として使用するための届出がありました。当該農地は、平成11年3月に、田畑転換されており、湖北土地改良区に転用決済金を納付され、畑の耕土を搬入している農地です。届出が後になりましたが届出をされました。周囲の状況は、東、北、西は農地、南は道路です。形状は、畑として活用し、果樹栽培・野菜栽培を行う計画です。こうしたことから、事務局としてはやむを得ないものと判断し、受付をしております。

番号2と番号3の2件は一括で施行される計画に関連がありますので、一括して報告します。番号2、土地の表示、余呉町椿坂地先、田1筆30㎡、番号3、土地の表示、余呉町椿坂地先、田1筆704㎡を果樹園にするために盛り土をしたい旨の届出がありました。届出地は、集落の南側に位置します。周囲の状況は、東は公衆用道路、西は国道365号線、北・南は里道です。形状は、現状の高さから、公衆用道路に合わせ最大1.5m程度の盛り土をされ、栗の木を植える計画です。また、かなりの年数、遊休農地と耕作放棄状態であり、さらに、所有者が全て高齢者であることから、今後の管理についても問題が多く、交通の便も良い国道に高さを合わせ、果樹栽培を行い、土地を管理し易い農地とする計画です。こうしたことから、事務局としてはやむを得ないものとして判断し、受付をしています。

(事務局)

農地法第18条第6項の規定による賃貸借の解約の通知について、令和6年5月13日、長浜市農業委員会会長名。

今月は、農業委員会宛に計14筆の解約通知がありましたので、概要について報告いたします。内訳は、田14筆30,005㎡の解約です。番号1から番号3は、相対による解約で、耕作目的の解約です。番号4から番号14までは、農地中間管理事業による解約で、同じく耕作目的の解約です。

(事務局)

農地の再利用届出について、令和6年5月13日、長浜市農業委員会会長名。

今月は、1件の届出がありました。内容および添付書類等の不備はありませんでしたので、長浜市農業委員会農地転用後の農地復旧等にかかる事務処理要領第3の規定により受理しましたので報告します。なお、位置図については、スクリーンに表示しますので、ご確認ください。

届出地は、高月町唐川地先で、集落の東側に位置します。周囲の状況は、東は道路、西

は水路、南は雑種地、北は農地です。これは、平成20年に芝生広場を設置する目的で、5条の賃貸借の申請を受付、総会議決を受けて許可した案件です。現地は、一時は広場として使用されていましたが、諸事情から平成29年に同事業は終了されることとなり、申請地は所有者に返却され、その後は、除草等の保全管理のみなされていました。この度、令和5年4月から、こちらの高月町唐川地先で新規就農者が申請地の北側農地を借りてネギの栽培出荷を始められ、ほ場拡張を計画され、今回の申請地を借り受けたという申し出が所有者にあり、その意向を踏まえ、所有者から畑として再利用したいという旨の届出を受けました。届出地は、盛り土等が行われている土地ではなく、農地の再生も容易に行えることから、届出もやむを得ないと判断しました。現地調査を行った結果、すでに農地として使用できる状況になっていることを確認しましたので、事務処理要領の規定に基づき、農地基本台帳に農地として再登録を行うとともに、税務課にも農地として登録した旨を報告しております。以上です。会長よろしくお願いします。

(会長)

ただいま報告のありました6件について、ご質問がありましたら発言ください。

(廣部委員)

第4条の一番最初の説明を聞いてない気がするのですが、位置図を見ていないです。

(事務局)

〈農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について再度説明〉
位置図と説明が合っていませんでした。申し訳ございませんでした。

(会長)

ご意見ございませんか。はいどうぞ。

(將亦委員)

農地の再利用届について確認です。芝生広場ということで、雑種地に転用したが、新規就農者が野菜を栽培するために、所有者と話をし、所有者の了解を得て、今回届出をした。この説明でよろしいですね。

(事務局)

はい。

(將亦委員)

説明のとおりですと、届出者は、新規就農者ですか。

(事務局)

届出者は、土地の所有者です。

(將亦委員)

新規就農者が、約2,900㎡の農地で野菜栽培されることについて、使用貸借をされるのですか。使用貸借については、届出が出てくるのですか。

(事務局)

その方向で、所有者さんと話をされていると伺っています。手続きが完了次第、報告等で上がってくると思います。

(將亦委員)

わかりました。

(会長)

他にございませんか。

(会長)

他にご質問等ないので議案審議に移ります。

議案第212号、農地法第3条第1項に規定による許可申請について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

議案第212号、農地法第3条第1項の規定による申請について、農地法第3条の規定による許可について意見を求めます。令和6年5月13日提出、長浜市農業委員会会長名。

今月は、13件の申請がありました。農地法施行規則に定める必要な記載事項、及び必要書類に不備はありませんでしたので、受付しております。申請番号どおり説明いたします。

番号1、土地の表示、高月町落川地先の田1筆1,094㎡を売買にて権利を取得されるものです。申請地は青地の田で、一部雑草がありますが、その他は転作作物が作付けされている状況です。譲渡人は他府県に居住しており管理ができないことから、以前から申請地を耕作している譲受人と今般話がまとまり申請されたものです。

番号2、土地の表示、高月町柏原地先の畑1筆73㎡を贈与により権利を取得されるものです。申請地は白地の畑で、シートがかけられていましたが、耕作再開が可能な状況です。譲渡人は、他町に居住されており管理ができないことから、耕作可能な譲受人と話がまとまり申請されたものです。

番号3・4・5・6は、譲受人が同じ方であるため、まとめて説明いたします。土地の表示番号3、高月町柏原地先の田3筆2,999㎡、番号4、同町地先の畑1筆11㎡、番号5、同町地先の畑1筆72㎡、番号6、同町地先の畑1筆78㎡、いずれも、売買にて権利を取得されるものです。番号3は、3筆とも青地の田で一筆は耕起前の状況で、残る2筆は、麦と一部野菜が作付けされていました。譲渡人は、管理ができないことから、耕作可能な譲受人と話がまとまり、申請されたものです。番号4は、青地の畑で、隣の土地と一体的に野菜の作付けがされていました。申請地は、隣接道路が分筆された際の残地で、以前から申請地も含めて、隣接の畑を譲受人が耕作しており、今般双方で話がまとまり申請されたものです。番号5は、白地の畑で果樹が植えられていました。譲渡人は、高齢となり管理ができないことから、耕作可能な譲受人と話がまとまり申請されたものです。番号6も同じく白地の畑で、野菜の作付けがされていました。譲渡人と譲受人は、親戚の間柄で、譲渡人は申請地に居住されておらず、以前から耕作していた譲受人と、今般話がまとまり申請されたものです。

番号7、土地の表示、石田町地先の田1筆1,297㎡を賃貸借にて権利を取得されるものです。申請地は青地の田で、現地は一部が田植えのための水張りがなされ、一部は雑草がありますが、雑草部分も耕作再開が可能な状況です。賃借人は、他市の方ですが自宅から車で10分程度とのことで、以前、申請地の隣の農地を借りて耕作されていましたが、水はけ等の問題で、今回申請地を紹介され、双方で話がまとまり申請されたものです。なお、賃借人は、趣味として昔ながらの田植えのやり方で耕作をしてみたいとのことで、申請地の4分の1程度は田として利用して、残りは畑として耕作していくということです。

番号8、土地の表示、泉町地先、田1筆3,474㎡を売買にて権利を取得されるものです。申請地は青地の田で、現地は麦が作付けされていました。譲渡人は、管理ができないことから、以前から申請地を耕作している譲受人と話がまとまり申請されたものです。なお、申請地は今後、父親と子の家族で他の土地も併せ耕作をされていくということです。

番号9、土地の表示、尊野町地先の田1筆3,090㎡を売買にて権利を取得されるものです。申請地は、青地の田で、耕作前の状況です。譲渡人は、終活の観点からも申請地の処分を考えていたところ、以前から申請地を耕作していた譲受人と話がまとまり申請されたものです。

番号10、小沢町地先の田1筆1,490㎡を売買にて権利を取得されるものです。申請地は、青地の田で耕起前の状況です。譲渡人と譲受人は親戚の間柄で、譲渡人は管理ができないことから、話がまとまり申請されたものです。なお、譲受人は他市の方ですが、今般定年退職を迎える年齢となり郷里に戻り、父親の助けを借りながら耕作をしていくということです。

番号11、土地の表示、上八木町地先の畑2筆296㎡を売買にて権利を取得されるのです。申請地は白地の畑でビニールハウスがあり、現地確認当日は工作機械がハウス内にありましたが、確認したところ、近々移動させる予定だということで、今後は当該ハウス内でプランターなどによる野菜の栽培を行っていくということです。なお、譲渡人は譲受人の経

営する法人名義で、申請地については、今後、法人でなく個人的に栽培を行っていきたいということで、今回申請されたものです。

番号12、土地の表示、湖北町南速水地先、畑1筆537㎡を売買にて権利を取得されるものです。申請地は白地の畑で、野菜の作付けがされていました。譲渡人は、管理ができないことから、申請地の隣に居住している耕作可能な譲受人と話がまとまり申請されたものです。

番号13、土地の表示、木之本町田部地先、畑1筆19㎡を交換にて権利を取得されるものです。申請地は白地の畑で、耕起がされ、果樹の苗が植えられていました。譲渡人と譲受人は、同じ集落の方ですが、過去に登記に反映させずに土地を交換したとのことで、申請地は現在譲受人が使用されていますが、今回登記に反映させるため交換により話がまとまり申請されたものです。なお、もう片方の土地は、同じ登記面積で、登記地目は宅地となっている土地と交換されます。

以上、申請番号1から13については、お手元に配付している許可要件調査書のとおり、譲受人が現在所有する農地、今回取得する農地を効率的に利用すること、必要な農機具の所有またはリースの状況、世帯労働力、農作業の常時従事要件、農業組合等地域農業者との関わりの面、及び申請地の利用計画から特段の問題なく、議案書にもありますとおり、農地法第3条第2項各号に該当せず、全て許可案件を満たしておりますことをご報告いたします。

以上をもちまして、議案212号について、事務局からの説明を終わります。

(会長)

ただいま説明がありました議案212号について、ご意見ご質問を求めます。ございませんか。

(森川委員)

番号11の案件です。普通は個人の農地を法人に渡すのですが、今回は逆になっていますが、何か理由を聞いておられますか。

(事務局)

代表取締役の方が窓口に来られて理由を聞いたのですが、先ほど説明した通り、個人的にやるということで、名義を変えたいということです。

(森川委員)

ありがとうございます。

(会長)

他にございませんか。

(將亦委員)

番号7の案件です。説明では、同一地域でなく、昔隣地で作付けをしていたという説明がありましたが、議案第212号関係の要件調査書を見ますと、第2項第1号の全部効率利用を見込めるかという欄がありまして、判断理由で耕作に必要な農機具を所有している、一部所有・リース、なしという欄がありますが、7番の方は、「なし」になっていますがいいのですか。

(事務局)

そうです。先ほども申し上げたとおり、現地確認時は、水が張っていたのですが、機械でなく手で植えてみたいということと、範囲もすごく狭いのでなしということになっています。

(將亦委員)

それでも耕作に必要な要件は、起こす・植える・刈るのであり、耕作に機械は必要でしょう。一部に水入れて耕作するというだけでいいのですか。

(事務局)

お聞きした話では、手で植えて、手で刈ってということを聞いていますが、もう一度、賃借人に確認いたします。

(將亦委員)

田んぼで何を作付けするかにもよりますが、田んぼなら水稻だと思うのですが、先ほど言ったように、耕耘、植え付け、刈り取りというのが、水田の機械の三要素です。それが何もないということは、なかなか難しいようにも思います。野菜にしても、田んぼをそのまま起こして野菜を作付けするとしても、耕耘の機械がないとできないのではないかと思います。昔と違って一反二畝程も手で起こすことは考えられないので。

3条については、事務局が聞き取りした要件調査書が、3条に適しているか適していないかを判断するための資料だと思うので、その資料を見てクエスチョンのつくような要件の人に農地を渡すというのは少し疑問だと思います。事務局で受付したときに、十分調査した上で、定期総会の審議事項として提出してください。このような、基本的、初歩的な質問をしなくてもいいようにお願いします。

(中川委員)

この土地というのは石田のどこになりますか。

(事務局)

山際です。

(中川委員)

山際の土地で多分機械は入れないような土地です。おそらく、手で耕して植える、刈る。そうしないと出来ないような所でないかと思います。この辺のほ場整備の土地は作り手が居ないんです。条件が非常に悪い所だと思うので、おそらく、そういう形でやられるのではなのかと思います。そういうところも踏まえて、調査された方がいいかなと思います。

(会長)

番号7の1件については、次回判断をさせていただくということによろしいでしょうか。

(事務局)

はい。

(会長)

3条の番号7については、今回承認せず保留という形で、来月の総会で確認するというところでよろしくをお願いします。詳しく確認をお願いします。

他に質問ございませんか。

(会長)

ご質問がないようでしたら採決に移りたいと思います。

参与制限対象委員。委員本人及び自己関係団体、配偶者、同居の親族となります。20番 西橋 絹子 委員が該当しますので、対象の委員は自席で採決に加わらないことといたします。

議案第212号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

はい。ありがとうございます。賛成全員でありますので、申請どおり許可することといたします。

(会長)

次に、議案第213号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について、事務局説明をお願いします。

(事務局)

議案第213号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について、これを許可することについて意見を求めます。令和6年5月13日、長浜市農業委員会会長名。

議案第213号については、今月の締め切りまでに2件の申請がありました。書類審査のうえ受付を行っております。農地区分については後ほど説明をさせていただきます。

案件については、去る4月22日に農地等調査委員会の將亦委員長、1番 八若和美委員、6番 森川ゆり委員と協議をし、提出している案件です。調査については、令和6年5月7日に15番 大塚高司委員、16番 阿辻康博委員にお願いし、行っております。結果については、各当番委員よりご報告いただきます。よろしくお願いいたします。

申請番号1、湖北今町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の北側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。第2種農地は、申請地以外に周辺の土地を利用して転用の目的が果たせるときは許可できませんが、申請地以外に適地はなく、隣接の農地に影響の及ぼすものでない場合は、例外的に許可できることから、許可相当と判断しています。地元自治会及び隣接農地使用者の同意も得られていることから、受付をいたしております。

本案件の詳細については、大塚委員より報告をいただきます。

(大塚委員)

番号1について報告いたします。航空写真をご覧ください。番号1は、土地の表示、湖北今町地先、畑388㎡、転用目的を貸駐車場とした申請です。周囲の状況は、東は道路、西は農地、南は宅地、北は道路です。

写真をご覧ください。申請地はすでに造成されています。これは昭和47年に工務店を営んでいた所有者の先代が、資材置場として造成されたものです。今回、申請地を貸駐車場として再整備することになり、申請されたものです。なお、農地法の手続きを行わずに造成したことに対し、顛末書の提出を受けております。

現地調査を行った結果、雨水、排水については自然浸透および敷地東側の道路側溝に排出されており、隣接農地に影響を与える可能性もないことから、許可相当と考えます。ご審議をお願いいたします。

(事務局)

続きまして申請番号2、八木浜町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の南側に位置します。申請地は農振農用地であり、原則、転用はできませんが、農業用資材置場なら例外的に許可できることから許可相当と判断しています。地元自治会、隣接農地所有者からの同意も得られていることから、受付をいたしております。本案件の詳細については、阿辻委員よりご報告をいただきたいと思います。

(阿辻委員)

番号2について報告いたします。航空写真をご覧ください。土地の表示、八木浜町地先、畑265㎡、転用目的を農業用資材置場とした申請です。周囲の状況は、東は農地、西は道路、南は農地、北は宅地です。

写真をご覧ください。申請者は、認定農業者として営んでおり、申請地北側にある農業用倉庫に、資材・機械類等を保管していましたが、手狭になり、敷地面積の拡張を計画し、現倉庫の隣接地を適地と判断し、申請されたものです。

現地調査を行った結果、雨水排水については敷地南側にU字側溝を設置し、西側道路の側溝に排出する計画になっており、隣接農地に影響を及ぼす可能性もないことから、許可相当と考えます。ご審議をお願いいたします。

(事務局)

説明は以上です。会長よろしく申し上げます。

(会長)

ただいま説明のありました、議案第213号につきまして、ご意見を求めます。ございませんか。

(会長)

質問等ないようですので採決に移らせてもらいます。議案第213号農地法第4条第1項の規定による許可申請について、申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(会長)

ありがとうございます。賛成全員でありますので、申請どおり許可することといたします。

(会長)

次に議案第214号、農地法第5条第1項の規定による許可申請地について、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

議案第214号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、これを許可することについて意見を求めます。令和6年5月13日、長浜市農業委員会会長名。

議案第214号については、今月の締め切りまでに5件の申請がありました。書類審査のうえ受け付けを行っております。農地区分については、後ほど申請番号順に説明いたします。

案件については、先の議案第213号と同様に、農地等調査委員会の当番委員と協議し提出をしております。現地調査についても、先の議案と同様の当番委員にお願いをし、行っています。

結果については、各当番委員よりご報告いただきます。よろしくお願いいたします。

申請番号1、泉町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の北側に位置します。申請地から500m以内に医療施設が2か所あり、上下水道管が埋設されている市道に隣接していることから第3種農地と判断しております。地元自治会及び隣接農地所有者からの同意も得られていることから受付をしております。

本案件の詳細については、大塚委員よりご報告いただきます。

(大塚委員)

番号1について報告いたします。航空写真をご覧ください。番号1は、土地の表示、泉町地先、畑152㎡、契約内容は売買で、転用目的を農業用倉庫とした申請です。周囲の状況は、東は農地、西は道路、南は里道、北は宅地です。写真をご覧ください。申請地は、すでに造成されています。これは、60年以上前に乳牛を飼育していた譲渡人の先代が、牛舎等を建築するために造成されたものです。牛舎はすでに解体済みで、現在は倉庫だけが残されています。今回、現建物を、農業用倉庫として購入する話がまとまり、申請されたものです。なお、農地法の手続きを行わず造成したことに対し、顛末書の提出を受けております。

現地調査を行った結果、雨水排水については、自然浸透および敷地西側道路の道路側溝に排出されており、隣接農地に影響を与える可能性もないことから、許可相当と考えます。ご審議をお願いいたします。

(事務局)

申請番号2、湯次町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は、集落の西側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。第2種農地は、申請地以外に周辺の土地を利用して、転用の目的が果たせるときは許可できませんが、申請地以外に適地がなく、隣接農地に影響を及ぼす可能性がない場合は例外的に許可できることから、許可相当と判断しています。

地元自治会および隣接農地所有者の同意も得られていることから受付をいたしております。本案件の詳細については、阿辻委員より報告いただきます。

(阿辻委員)

番号2について報告いたします。航空写真をご覧ください。番号2は、土地の表示、湯次町地先、畑80㎡、契約内容は売買で、転用目的を駐車場とした申請です。周囲の状況は、東は境内地、西は水路、南は道路、北は境内地です。

写真をご覧ください。今回、譲受人である寺院が、既設の駐車場では手狭になるため、駐車場の拡張を計画し、譲渡人と売買の話がまとまり申請されたものです。現地調査を行った結果、雨水、排水については、自然浸透で排出する計画となっており、隣接農地のないことから、許可相当と考えます。ご審議をよろしくお願いいたします。

（事務局）

申請番号3、野瀬町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は、集落の西側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等から連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。地元自治会および隣接農地所有者の同意も得られていることから、受付をしております。本案件の詳細については、大塚委員よりご報告いただきます。

（大塚委員）

番号3について報告いたします。航空写真をご覧ください。番号3、土地の表示、野瀬町地先、畑16筆6,781㎡、契約内容は売買及び賃貸借で、転用目的をグランピング用地とした申請です。周囲の状況は、東は宅地、西は一級河川、南は雑種地、北は農地・宅地です。

写真をご覧ください。譲受人は、米原市及び長浜市内を中心に、土木建設・上水道事業を営んでおり、このたび、新たな試みとして、会社を上げて野瀬地域の地形を生かしたグランピング事業を実施することになり、地元自治会との協議が完了するとともに、譲渡人との間で売買又は賃貸借の話がまとまり申請されたものです。現地調査を行った結果、雨水、排水については、自然浸透で排出する計画となっており、隣接農地に影響を与える可能性もないことから、許可相当と考えます。ご審議をお願いいたします。

（事務局）

申請番号4、高月町西阿閉地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は、集落の東側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しています。地元自治会および隣接農地所有者からの同意も得られていることから受付をしております。本案件の詳細については、阿辻委員よりご報告いただきます。

（阿辻委員）

番号4について報告します。航空写真をご覧ください。番号4は、土地の表示、高月町西阿閉地先、畑119㎡、契約内容は使用貸借で、転用目的を店舗とした申請です。周囲の状況は、東は農地、西は里道、南は農地、北は道路です。

写真をご覧ください。譲受人は、夫名義の土地を借りて美容室を建てる計画がまとまり申請されたものです。現地調査を行った結果、雨水、排水については、北側道路側溝に排

出する計画になっており、隣接農地に影響を及ぼす可能性もないことから、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

（事務局）

申請番号5、宮部町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は、集落の北側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha以上の農地であり、第1種農地と判断しております。第1種農地は、原則、転用を許可出来ませんが、既存施設面積の2分の1を超えない敷地の拡張の場合は例外的に許可できることから、許可相当と判断しました。地元自治会および隣接農地所有者の同意も得られていることから、受付をしております。本案件の詳細については、大塚委員よりご報告いただきます。

（大塚委員）

番号5についてご報告いたします。航空写真をご覧ください。番号5は、土地の表示、宮部町地先、田181㎡、契約内容は売買で、転用目的を貸資材置場敷地とした申請です。周囲の状況は、東は雑種地、西は雑種地、南は宅地、北は農地です。写真をご覧ください。申請地はすでに造成されています。これは、40年以上前に譲渡人の先代が造成されたものですが、今回、敷地南側でリフォーム会社を営んでいる代表者の譲受人が、申請地の西側にある会社の資材置場が手狭になり、敷地の拡張を計画し、譲渡人と売買の話がまとまり、申請されたものです。申請地は、法人代表者名義で取得し、法人と土地使用貸借契約を交わされる予定です。なお、農地法の手続きを行わずに造成したことに対し、顛末書の提出を受けております。

現地調査を行った結果、雨水、排水については自然浸透で排出しており、隣接農地に影響を及ぼす可能性もないことから許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

（事務局）

説明は以上です。会長よろしく申し上げます。

（会長）ただいま説明がありました、議案第214号について、ご意見、ご質問を求めます。

（廣部委員）

申請番号3ですが、畑16筆が隣接しているところもあるし、飛んでいるところもあります。申請地以外は山林なのか、もうすでに宅地なのか、雑種地になっているのか、使い方をお聞きしたいです。

（事務局）

説明させていただきます。スクリーンに表示した航空写真で説明します。赤く囲んでい

る所が、地目が畑となっているところです。他の部分は、現状は山林で、地目も全て山林となっています。

事業としては、この山林と今回の転用地も含めた一体的な利用でグランピング用地として、事業を実施される予定です。

事業全体の概要としては、次のスクリーンで説明いたします。このような形で事業の予定を想定されておりまして、現在、木が植わっている辺りが、先ほどの航空写真と同じ位置だと思ってください。グランピングということで、ドーム型のテントを設置して、地形をそのまま生かした形、木をそのまま残した状態で、自然の地形を生かした形で、グランピング事業を展開していきたいということで、今回申請の提出があり、転用の申請地としては、地目が畑の土地だけですが、地目が山林の部分についても、土地の所有者との売買の話がまとまっていて、現在、所有権移転の手続き中だと伺っています。

(廣部委員)

一団の土地になるなら、それがいいと思うので、まだ同意いただけていないところがあると心配でしたので確認しました。

(会長)

ほかにございませんか。

(会長)

それでは、ほかにご意見もないようでございますので、採決に移らせてもらいます。

議案第214号、農地法第5条第1項規定による許可申請について、申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(会長)

はい。ありがとうございます。賛成全員でありますので、申請通り許可することといたします。

(会長)

次に議案215号、農用地利用集積計画（案）について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

議案第215号、農用地利用集積計画（案）について、このことについて、農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律附則5条により改正前の農業経営基盤強化促進法第18条の規定により決定を求めます。令和6年5月13日提出、長浜市農業委員会会長名。

それでは、本日は担当課の農業振興課の職員に出席をいただいておりますので、説明を

お願いしたいと思います。よろしくお願いします。

(農業振興課)

先月議決いただいた議案209号、番号4の農業用施設について説明不足でしたので、再度説明いたします。本日配布しました、農地の権利移動（所有権・貸借権）の資料をご覧ください。

(1) 農地の権利移動関係法令の変遷について説明します。令和5年3月31日までは、農地の権利移動を行う場合、表の上段、耕作目的は農地法第3条で、転用目的は農地法第5条の許可、表の中段、農業経営基盤強化促進法第18条で農用地利用集積計画を定め、相対や所有権移転等で、耕作目的の権利移動と、農業施設の転用を伴う権利移動行う仕組みがあります。表の下段、農地中間管理事業の促進に関する法律第19条で利用配分計画を策定し耕作目的の権利移動と農業用施設の転用を伴う権利移動を行うという3種類の法律で運用をしておりました。

中央の表をご覧ください。令和4年5月27日に、農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律が制定され、令和5年4月1日施行されました。この改正で、利用権が廃止され、農地の権利移動については、上段の農地法の3条と5条、下段の農地中間管理事業の農用地利用集積等促進計画のみとなりました。しかし、中段に示しているように、令和5年4月1日から令和7年3月31日までは経過措置として、地域計画が策定されるまでの間は、利用権の設定と所有権の移転ができることになっていますが、地域計画の策定をした地域については、この期間内であっても、利用権の設定と所有権の移転ができなくなります。

表の左側をご覧ください。令和7年4月1日以降は、経過措置の期間が終了するため、農地の権利移動に関しては、上段の農地法の3条と5条、下段の農地中間管理事業の促進に関する法律、農地利用集積等促進計画の2種類で、農地の権利移動を行う仕組みになります。

次に表の下欄外○のところをご覧ください。農業経営基盤強化促進法と農地中間管理事業の促進に関する法律については、農業経営体の一部の手続きを軽減することを目的とし、農地の権利移動は、農地法の申請許可手続きを行わず、農用地利用集積計画や農用地利用集積等促進計画によって利用権等の権利が設定できるような仕組みになっています。

裏面をご覧ください。(2) 農地の権利移動を伴う農業用施設の転用について説明します。通常、権利移動を伴う農業用施設の転用は、農地法第5条許の許可申請が必要ですが、先ほどの説明のとおり、農業経営基盤強化促進法等と農地中間管理事業の促進に関する法律は、農業経営体の事務手続きの軽減を行うことが目的のため、農地法の許可申請手続きを行うことなく、農業用施設の転用ができることになっています。

2. 農業経営基盤強化促進法における農業施設の転用について説明します。根拠法令については記載のとおりとなります。要件は3つありまして、①農業経営基盤強化の促進に関する基本構想に定められる農業者であること。こちらは認定農業者が対象となります。②農業経営基盤強化促進法の基本要綱別紙9第1-2の規定に合致していること、ということが

要件となっています。これは、農地法の5条申請でも、許可ができることになっています。先月の許可についても、農地法の第5条申請と同様の書類を提出していただき、審査をしております。③農業振興地域の整備に関する法律（農振法）に基づく開発許可が得られる見込みがあること。これは、農振地域から除外ができる見込みがあることで、一般的に農業用施設ですので、農振法の軽微変更が行われることが前提であるということです。以上の3つの要件を当課で審査し合致したものを農業委員会定期総会に提出しています。

次に、農地中間管理事業の促進に関する法律の要件については、農業経営基盤強化促進法と同様の要件で運用していくということです。以上で農地の権利移動についての説明を終わります。会長お願いします。

（会長）

はい。ただいま説明がございました農業振興課からの説明でした。よろしいですか。

（多賀委員）

地域計画で定められた農業者でないと所有権の移転ができなくなるということですか。

（農業振興課）

はい。そうです。

（多賀委員）

ということは、地域計画で定められた耕作者でないと、地域計画内の農地は買えないのですか。

（農業振興課）

原則としてはそういうことになりますが、地域で話し合いをしていただいて、総意が得られる場合、合意が得られる場合については、変更も可能になります。定めた農業者以外の方が買えなくなってしまうと、場合によっては、新規就農者が阻害されることがありますので、そこについては、地域の事情を鑑みた上で対応させていただきます。

（多賀委員）

農業委員会ではなく、農業振興課の方へ相談しに行くということですね。

（農業振興課）

そうです。

（多賀委員）

わかりました。

(会長)

ほかございませんか。よろしいでしょうか。

事務局から説明をお願いします。

(農業振興課)

議案第215号について説明をいたします。

今月は、所有権移転のみです。所有権の移転については、所有者が2人、取得者が2人、筆数は12筆、面積は24,264㎡を所有権移転される計画です。利用集積計画案の詳細をご覧ください。番号1から番号12については、耕作目的で売買により取得されるものです。全ての譲受人が認定農業者のため、農業経営基盤強化促進法により所有権移転するものです。

以上、利用集積計画の売買は、農地台帳上の農地を率的に利用し、耕作の事業に必要な農作業に従事すると認められる農家であります。以上のことから、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件に該当し得ると判断されます。説明は以上でございます。会長、よろしくをお願いします。

(会長)

ただいま説明がありました、議案第215号について、ご意見ご質問を求めます。ございませんか。

(会長)

ご質問等ないようでしたら採決に移ります。参与制限対象委員。対象は、委員本人及び自己関係団体、配偶者、同居の家族となります。対象委員はないと思われそうですが大丈夫でしょうか。対象の委員は、自席で採決に加わらないこととします。

議案第215号、農用地利用集積計画（案）について、農業委員会として決定し、答申することに賛成の方は挙手をお願いします。

(会長)

はい。ありがとうございます。賛成全員でありますので、農業委員会として決定し、答申いたします。

(会長)

次に、議案第216号、土地改良事業参加資格交替承認について、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

続きまして、議案第216号、土地改良事業参加資格交替承認について、土地改良法第3条の規定に基づき承認したいので意見を求めます。令和6年5月13日、長浜市農業委員会会長名。

資料の土地改良事業参加資格交代者一覧にありますように、今回、湖北土地改良区からの申し出がありました。番号1番から番号55番までの55件については、いずれも、農業経営基盤強化促進法に基づく賃貸借または使用貸借を設定した農地にかかる3条資格を、耕作者と合意の上で土地所有者に交替されるのもで、両者の合意があり妥当と考え、交替の承認を求めます。説明は以上です。

(会長)

ただいま説明がありました、議案第216号について、ご意見ご質問を求めます。ございませんか。

(会長)

質問等がないようでしたら採決に移ります。

参与制限対象委員。対象は、委員本人及び自己関係団体、配偶者、同居の親族となります。今回は、4番 多賀正和委員、6番 森川ゆり委員、それ以外にはおられないと思いますが、大丈夫でしょうか。対象の委員は自席で採決に加わらないこととします。

それでは、議案第216号、土地改良事業参加資格交替承認について、これを承認することを農業委員会の意見として決定することに賛成の方は挙手を願います。

(会長)

ありがとうございます。賛成多数でありますので、これを承認することとし、申し出人に通知することといたします。

(会長)

次に、議案第217号、長浜市農業委員会、建築物を伴わない恒久的な農地転用に関する報告取扱要綱の制定について、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

議案第217号、建築物を伴わない恒久的な農地転用に関する報告取扱要綱の制限に関する決定について意見を求めます。令和6年5月13日、長浜市農業委員会会長名。

建築を伴わない資材置場の農地転用について、全国的に転用目的どおり十分な利用がなされないまま、多用途に転換される事例が多発しており、一層厳格な対応が必要になっていることから、令和6年4月1日付で、農地法事務処理要領の一部改正が行われました。内容

としましては、建築物を伴わない、農地転用については、農地転用の工事施行後3年間、6ヶ月ごとに転用事業の実施状況を報告することを、転用許可の条件に付することが規定されました。この条件により、転用事業者は、転用工事が完了してから6ヶ月ごとに報告を求められ、転用許可の条件に付け加えられます。そのため、3年以内に転用目的以外の用途に変更することになれば報告ができなくなるため、転用条件を満たさなくなり、場合によっては、農地法第51条の規定に基づく、原状回復命令等を出すことを検討するという、事務処理要領の改訂となっています。本市も過去において、国が指摘する他の用途に転換する事例も発生しており、農業委員の皆様からも懸念を示されていました。長浜市農業委員会としまして、今回の国の基準改正を踏まえ、建築物を伴わない農地転用の許可条件に、転用工事後3年間、6ヶ月ごとに転用事業の実施状況の報告を求める要件を追加すること、及び転用事業者に提出を求める実施状況報告書の様式を定めた要綱を制定することとし、その決定を求めるものです。

なお、建築物を伴わない農地転用をすべて対象にするのではなく、例外として、まず一つ目は、農振農用地において農地転用が例外的に認められる農業用資材置場として、農地転用する案件、本日審議させていただいた、4条の転用申請、申請番号2の八木浜町の案件がその事例に当たります。このように、農振区域が制定されているところに、農業用資材置場を設置する場合であれば、それ以外の目的に使うということは、今後法的にできませんので、ここまで要件を強めることは、必要ないのではないかというふうに判断をしているところです。

よくあるパターンですが、すでに転用目的の用途が達成されて、長期間その状態で使われている、いわゆる顛末案件と言われているような場合についても、すでにその状況が何年も続いていますので、そういった部分についても、この要綱の対象からは除外していくことになるかと判断しています。

また、当初国からは、転用工事後3年以内に別の目的に用途変更されるという場合には、再度、転用許可申請を出すようにという見解が示されていましたが、各都道府県からの意見を踏まえて、その見解は撤回されました。再度、転用申請を出すことは、法的にできないというのが国の解釈です。事業者の都合で用途変更をされる場合も、改めて転用申請を出す必要はありませんが、場合によっては事業者、用途変更に至った経緯等を、農地等調査委員会等を通じて確認することもあり得ると考えています。

なお、本日午前中に、農地等調査委員会にて、事務局提案の要綱案について説明をさせていただいて承認をいただきましたが、委員会でご提示した様式を、一部訂正すべきというご意見をいただきました。別紙で配らせていただきました表裏印刷の分ですが、当初、配りました要綱（案）と比較していただきますと、様式7番目のところです。「現在の土地の状況」という欄を追加いたしました。実施状況を報告していただくときに、事業者から現在の土地の状況を明記した上で、さらに写真を添付させるべきであるというご意見をいただきましたので、追加した様式で要綱制定を進めて行きたいと考えています。

なお、配りました資料の裏面に、農地法第51条の抜粋を付けております。これまで、委員会の中でご指摘をいただきましたが、要綱の第6条に「検討」という項目がありまして、「法第51条第1項第4号に該当するかどうかを確認し、該当する場合は同項の規定に基づく処分を検討するものとする」という要綱を付け加えています。これは、国の方の事務処理要領も同じように改定されていますので、法第51条がどういうものか参考までに示させていただきました。法第51条第1項第4号は、偽りその他不正の手段により第4条第1項又は第5条第1項の許可を受けたものと記載されています。今回、仮に3年以内に違う目的に変更されるというものが、ここでいう第4号に該当するかということを検討しなさい、ということで、明らかに不正な手段によって転用の許可を得たという判断になれば、場合によっては、現状回復命令等を出すような規定ということで国が定めておりますので、それに倣って、長浜市の要綱も同様に定めています。

説明は以上でございます。会長よろしく申し上げます。

(將亦委員長)

ただいま、事務局から議案第217号の制定についての経緯説明がありました。午前中の調査委員会において、事務局から説明を受け、委員各位の検討、質疑の結果、様式については、追加項目を設けた方がいいということで事務局に申し入れをいたしました。その他については、事務局からの説明を良とし、今回の提案について調査委員会としては、了承することになりましたのでご報告をいたします。よろしくお願いいたします。

(会長)

はい。他はございませんか。

今までの事例ですと、とりあえず資材置場にして、少し期間を空けてから転用以外のものにすればいい。という考え方が多いように思います。最初の転用目的をそのまま遂行するという人は、なかなか少ないです。これからは、農地法事務処理要領の一部改訂によって、状況報告を求めることになり、事務局が大変だと思います。

(事務局)

今回、規定を定めさせていただき、国の事務処理要領が改訂されたことに伴っての改正ですが、会長のご指摘の通り、懸案事案というのは全国的にありまして、だからこそ国が事務処理要領を改定することになりました。当初は、用途変更する場合は、追加で転用申請を出すようにと国からの見解でしたが、それを撤回することになりました。法的にできないという解釈です。一旦、農地法の許可を得て農地以外に転用したものを、さらに農地法の縛りかけるとするのは、法律的にできないので、追加の転用申請は無理だという解釈です。今回、事務処理要領を改訂されて許可書に条件を加えることによって、ご懸念の案件については、少しは減るとは思います。しかし、仮に3年以内に資材置場から例えば住

宅地になるとか太陽光発電施設を作るとなった場合、それを止められるのか、止められないのかと言いますと、止める根拠はありません。ただ当初、資材置場として転用申請が出ていたものを、3年経過しないうちに変更することに対して、先ほど申し上げた法第51条第1項第4号に該当する案件で、虚偽申請だと言えるのかどうかの判断が出てくると思いますが、当初は資材置場として整備して資材置場として使用された以上、3年を超えていないというだけで、農地法違反だと判断するのは難しい案件だと思います。ただ、一度そのような事をした事業者は、再度、同様の事案が出てきたときは、以前の申請は3年以内に變更されましたが、次も同様にされるのですかというような話を伺ったり、申請段階で、農地等調査委員会で事情聴取をする等して、事業者と話をすることにより、資材置場にしても次は何でもできるものではないということを、事業所の方々が、意識されるのではないかと判断しています。

（会長）

それでは、裁決に移ります。

議案第217号、長浜市農業委員会建築物を伴わない恒久的な農地転用に関する報告取扱要綱の制定について、農業委員会において決定し、定めることに賛成の方は挙手をお願いします。

（会長）

はい。ありがとうございます。賛成全員でありますので、農業委員会において決定し、定めることといたします。

（会長）

次に、議案第218号、令和5年度最適化活動の実績、点検・評価（案）について事務局より説明をお願いします。

（事務局）

議案第218号、令和5年度最適化活動の実績、点検・評価（案）について、このことについて、令和5年度の農業委員会最適化活動の実績、点検・評価（案）について意見を求めます。令和6年5月13日提出、長浜市農業委員会会長名。

それでは、この活動の点検・評価と後で説明する活動目標について、農業委員会活動の透明性を確保するため、毎年度策定し、インターネット等で公表することが農業委員会等に関する法律で定められております。

本案件は、午前中に農地最適化委員会で承認をいただき、本定例会にかけさせていただきます。

議案218号について説明いたします。

1. 農業委員会の状況については、令和5年4月1日現在の農業委員会の状況です。

2. 最適化活動の実施状況について、1. 最適化活動の成果目標（1）農地の集積については、令和5年4月1日現在の管内の農地面積が7,940ha、農地の集積面積は5,973haで集積率は75.2%でした。令和5年度の目標として新規集積面積を379ha、集積率80%を目標としていましたが、実績は、新規の集積面積が194ha、集積率は78.2%となりました。農地集積の点検結果は、大規模農家の集積は一定進んでいます、中小規模の担い手の後継者問題等から、目標値には届きませんでした。（2）遊休農地の発生防止と解消について、令和5年当初の現状は、遊休農地が50ha、うち容易に解消できる緑区分が34ha、解消が困難な黄色区分が16haでした。目標の遊休農地の解消面積は、令和3年度時点の緑区分の面積42haの5分の1である8haを目標としておりましたが、実績としては2haの解消となり、達成率は24.8%という結果となりました。形状の悪い狭小地などの耕作のしにくい農地が新たに遊休農地として発生しましたが、委員の皆様の働きかけ等により、解消改善された農地も多かったことから、全体的に遊休農地が昨年より減少する結果となりました。（3）新規参入の促進について、令和5年度の実績として、2経営体が新規参入されました。農業委員会の点検計画は、新規参入された経営体がしっかりと経営維持できるように、関係機関の補佐が重要であると考えています。2. 最適化活動の活動目標について、（1）推進委員等が最適化活動を行う日数目標は、月8日と設定をしていました。（2）活動強化月間の設定は、6月を情報共有月間、11月を利用意向調査配布月間、12月を地域計画話し合い参加月間と設定し、それぞれの強化月間で皆様に活動頂きました。（3）新規参入相談会への参加については、活動目標として、年1回の参加を目標としていましたが、市内の新規農業者の相談者がいなかったことから参加の実績はありませんでした。

3. 事務の実施状況です。1. 総会、部会の開催状況実績です。総会については毎月開催し、法令案件等ご審議いただきました。2. 農地法第3条に基づく許可事務については、年間143件の申請をいただき、全て許可をしております。令和5年4月から下限面積要件が撤廃されたことにより、昨年より2倍近く件数が増えた状況です。3. 農地転用に関する事務については、年間113件の申請をいただき全て許可をしております。4. 違反転用への対応については、違反転用面積実績2.06haと昨年と変化がなく、解消がなかった状況です。合併前からの違反転用案件が多く、一部解消に向かっている案件もありますが、多くが解消は難しい状況で、違反転用の対応の活動内容としては、毎月の転用案件等の現地確認時や、8月に実施している市内全域の農地パトロール、委員の皆様の日常のパトロール等により、早期発見、早期是正に務めていただきました。

以上が、議案第218号、令和5年度の最適化活動の実績、点検・評価（案）です。ご審議をよろしくお願いします。

（会長）

ただいま説明のありました議案第218号について、ご意見、ご質問を求めます。

(多賀委員長)

午前中の最適化委員会の方で皆様に意見をお聞きして、令和5年度の実績点検評価で良いということで決議いたしましたのでご報告いたします。

(会長)

ご意見、ご質問ございませんか。よろしいでしょうか。

(会長)

それでは、ご意見、ご質問等ないようでしたら、採決に移りたいと思います。

議案第218号、令和5年度最適化活動の実績、点検・評価（案）について農業委員会として、これを公表することに賛成の方は挙手をお願いします。

(会長)

はい。ありがとうございます。賛成全員でありますので、農業委員会として、これを公表いたします。

(会長)

議案第219号、令和6年度最適化活動の成果目標、活動目標（案）について事務局より説明をお願いします。

(事務局)

議案第219号、令和6年度最適化活動の成果目標、活動目標（案）について、このことについて、令和6年度の農業委員会最適化活動の成果目標、活動目標（案）について意見を求めます。令和6年5月13日、長浜市農業委員会会長名。

それでは、議案219号について説明させていただきます。

1. 農業委員会の状況については、令和6年4月1日現在の状況を記載しています。認定農業者424経営体、基本構想水準到達者が86経営体、また、新規就農者が9経営体、集落営農数が34経営体で、昨年と比べると若干経営体数が減っている状況です。耕地面積は7,890haで、昨年と比べると50ha減っている状況です。数値的に田が7,310ha、畑が588haということで、合計面積が7,898haになりますが、国の方から長浜市は、7,890haの数値を使うように指示が来ておりますので、その数値を使っております。

2. 最適化活動の目標について、(1) 農地の成績については、令和6年4月1日現在の管内農地面積7,890haに対して、集積面積が6,197haで、集積率が78.2%という状況です。今年度の目標は、新規等集積面積を224ha、集積率は81%にしています。(2) 遊休農地解消の目標については、令和6年4月1日現在の遊休農地のA区分面積が48haあり、そのうち容易に解

消できる緑区分が32ha、解消が困難な黄区分16haです。令和6年度の目標として、緑区分の解消目標は、昨年度と同じく8haで、新規に発生遊休農地の解消面積を1.7haとしています。

(3) 新規参入の促進について、優良農地の確保と初期投資、運営等経営上に関する支援が必要であるという課題がありますが、目標は、新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地面積を、過去3年間の権利移動面積の平均の1割、20.2haとしています。

2. 最適化の活目標について、(1) 推進委員等が最適化活動を行う日数目標については、国は月10日以上、最低でも8日としていますので、昨年と同様に月8日と設定しております。

(2) 活動強化月間については、年3回設定することになっており、昨年同様に、地区会議による情報等の共有月間、農地パトロールの取りまとめによる新規遊休農地所有者への利用意向調査月間、地域計画の話し合い参加月間を予定しております。(3) 新規参入相談会への参加目標は、長浜市で新規就農希望の相談者がおられたら、就農内容に合わせて、ご参加いただこうと考えております。

令和6年度最適化活動の成果目標、活動目標（案）については以上です。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

ただいま説明がございました。議案第219号についてご意見、ご質問を求めます。ございませんか。よろしいでしょうか。

(会長)

それではご意見等ないようでございますので、裁決に移ります。議案第219号、令和6年度最適化活動の成果目標、活動目標（案）について、農業委員会として、これを公表することに賛成の方は挙手を願います。

(会長)

はい。ありがとうございます。賛成全員でありますので、農業委員会として、これを公表します。

以上で本日の議案審議を終了いたします。